

タイの特許制度



弁理士 長野 悦子

1 はじめに

タイの人口は約7,166万人(WORLD BANK GROUP等の資料)であり、ASEAN(Association of Southeast Asian Nations: 東南アジア諸国連合)において上位の経済規模を誇ります。また、2024年のGDP実質成長率は2.9%、2025年は2.4%と成長を続けています。さらに、タイ政府は「中所得国の罫」から脱却するため、長期経済ビジョン「タイランド4.0」を掲げています。当該ビジョンの重点産業は、デジタル、エレクトロニクス、自動車・部品、農業・食品加工、石油化学・化学、観光、医療、自動システム・ロボット、バイオテクノロジー、航空、防衛、人材開発・教育の12分野とされています(2025年のジェトロ等の資料)。本稿では、更なる経済成長が予想されるタイにおける現行の特許制度、及び議論されている特許法改正について紹介します。

2 特許制度の概要

以下、現行の特許制度の概要です。タイトルに「法改正の議論あり」となっている項目については7の部分もご参照ください。

(1) 最新の特許法／特許規則(法改正の議論あり)

基本となるのは「1979年特許法」であり、その後1992年及び1999年に改正されています。特許規則についても1999年の法改正に伴い主要な手続きが整備されています。

(2) 加盟条約

タイが加盟する主な特許に関する国際条約としては、WTO-TRIPs、パリ条約、及び特許協力条約(PCT)が挙げられます。

(3) 出願言語

原則として出願言語は公用語であるタイ語です。出願人が既に外国で出願を行っている場合、原出願における外国語(例えば日本語や英語等)で提出することも可能ですが、後日タイ語の翻訳文を提出する必要があります(特許規則第12条)。PCT国内移行の場合もタイ語翻訳文が必須です。

(4) 第1国出願義務

特許法上、最初に出願できる国等を制限する第1国出願義務

は規定されていません。

(5) 特許権の存続期間

出願人による特許付与に係る手数料の支払い後、15日以内に発明の登録がなされ、特許が付与されます(特許法第33条)。存続期間は出願日から20年です(特許法第35条)。

(6) 非特許対象

非特許対象には以下が挙げられています(特許法第9条)。

- ① 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- ② 科学的又は数学的法則及び理論
- ③ コンピュータ・プログラム
- ④ 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法
- ⑤ 公の秩序、道徳、健康又は福祉に反する発明

現地代理人によれば、コンピュータ・プログラムとして請求される発明(例えば、“The program for …”と請求項に記載される発明)は特許法第9条に該当するため認められず、特許を取得するためには発明をシステムや方法として請求する必要があるとのことです。また、「記録媒体の発明」もタイでは認められない旨が審査ガイドラインに記載されています。

(7) 新規性

公知公用及び刊行物公知が規定されており、刊行物公知については世界基準で判断されます(特許法第6条)。また、タイでは、日本の先願主義的な考え方(先行する権利や出願の存在による排除)を国外にまで広げ、以下のような国内外の先行する特許・小特許(小特許については6を参照)の発明についても新規性判断における技術水準(先行技術)に含まれる点に特徴があります(特許法同条(3)及び(4))。

- ・ 特許出願日より前に、国内外で特許又は小特許の付与を受けていた発明
- ・ 特許出願日の18か月より前に外国で特許又は小特許が出願されたが、かかる特許又は小特許が付与されなかった発明

(8) 拡大先願

タイには、いわゆる拡大先願(日本の特許法第29条の2)の規定はありません。

(9) グレースピリオド(法改正の議論あり)

特許法第6条の末尾に、特許出願日前の12か月間に行われた以下の開示については、新規性を否定する開示とはみなされない旨が規定されています。

- ・ 非合法的に主題が取得されて行われた開示
- ・ 発明者が国際博覧会若しくは公的機関の博覧会での展示により行った開示

日本と異なり、発明者自身による開示が広く救済されるわけではない点に留意が必要です。

(10) 進歩性

発明が当該技術分野における通常の知識を有する者において自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされます(特許法第7条)。タイ商務省知的財産局(Department of Intellectual Property: DIP)の特許及び小特許審査マニュアルの進歩性の判断に関する記載によれば、例えば、商業的成功、費用の削減等の経済的要素も考慮されるようです。

(11) 出願公開制度(法改正の議論あり)

タイでは、方式審査等を経て出願公開が行われます(特許法第28条)。日本のように出願日から18か月経過後に公開される制度とは異なり、方式審査に左右されるため、公開時期には変動があります。

(12) 審査請求制度(法改正の議論あり)

タイの発明特許については審査請求制度が採用されており、出願公開日から5年以内に実体審査を請求する必要があります(特許法第29条)。期間内に審査請求を行わない場合、当該出願は放棄されたものとみなされます(特許法同条)。日本の審査請求期限が出願日から起算されるのに対し、タイでは出願公開日から起算されます。**2**(11)で説明した通り、起算日となる公開時期は変動があるため期限管理に留意する必要があります。

(13) 実体審査の有無

通常の実体審査(特許法第24条)と修正実体審査(実務上の運用)の2種類の制度があります。詳細は**4**で説明します。

(14) 早期権利化の手段

① PPH

特許審査ハイウェイ(PPH)は、日本特許庁で特許可能と判断された発明について、その審査結果を活用してタイで迅速に審査を行う制度です。本稿執筆時点(2026年6月)では、タイは日本との間でだけPPHを運用しています。また、PPHには通常型PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPHがありますが、通常型PPHのみ利用可能です。当該PPHは試行中であり、期間は2027年12月31日までが予定されています。

② ASPEC

従来からある通常のASPEC(ASEAN Patent Examination Cooperation)は、ASEAN加盟国(ミャンマーを除く)内の第1庁での肯定的なオフィスアクションを用いて、第2庁の審査の促進を図るための審査協力制度です。2026年4月6日に、このASPEC下で、複数庁が審査結果を共有しながら協働審査を行うASPEC+というオプションが開始されました。ASPEC+では、出願人が、申請時に以下の2つを同時に選択します。

- ・ 第1庁(最初に審査レポートを発行する庁)
- ・ 1つ以上の第2庁(第1庁の審査レポートを基に新たに審査レポートを発行する庁)

これらの選択された複数庁が相互に調査結果・審査結果を共有し、より整合的かつ予見可能性の高い1回目のオフィスアクションを方式要件完了から10~14か月以内に発行することを目指すオプションであると説明されています。

③ Target Patent Fast-Track

Target Patent Fast-Trackは、PPHやASPECのように「対応外国特許出願の許可クレーム」を前提とするものではなく、DIPが重点を置く分野を対象とする早期審査制度です。対象分野は拡大しており、本稿執筆(2026年6月)時点において該当するのは、医療・公衆衛生、Future Food関連技術、環境イノベーション、デジタル関連技術となっています。ただし、タイへの第1国出願要件(タイで初めて出願されるという要件)やクレーム数が10項以内といった要件があることから、検討対象となる案件は比較的限られると考えられます。

(15) 拒絶査定に対する不服申し立て

長官による拒絶命令に対し、通知受領から60日以内に特許委員会(Board of Patents)へ審判を請求することができます(特許法第72条)。特許委員会の決定又は命令に対して、通知受領から60日以内に裁判所に提訴することができます(特許法第74条)。

(16) 異議申立制度(法改正の議論あり)

タイは特許付与前の異議申立制度を採用しています。出願公開日から90日以内に、第三者は異議を申し立てることができます(特許法第31条)。日本の異議申立制度と異なり特許掲載公報発行の日が基準ではない点に留意する必要があります。

(17) 特許無効化手続

特許を無効にするためには、日本のように特許庁に無効審判を請求するのではなく、裁判所に無効訴訟を提起する必要があります(特許法第54条)。無効訴訟の請求人適格は、利害関係人又は公訴官とされています(特許法同条)。

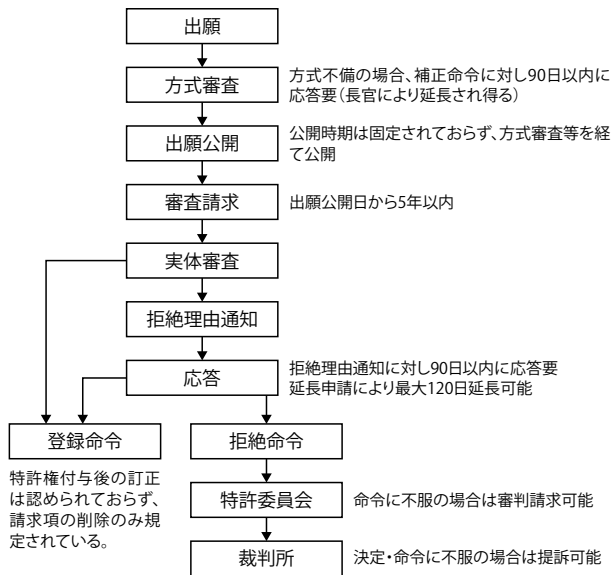
(18) 実施義務と強制実施権

特許付与から3年、又は出願から4年のいずれか遅い日を経

過しても、正当な理由なくタイ国内で適切に特許発明が実施されていない場合には、第三者が強制実施権を請求できる可能性があります(特許法第46条)。ただし、インドのように実施報告書の提出義務はありません。

3 審査の流れについて

主な審査の流れは以下の通りです。



4 実体審査におけるオプション

タイはASEAN主要国の中でも最も権利化までの期間が長く、審査の遅延が深刻であると言われています。そのため、通常の実体審査ではなく、2(14)で説明した早期権利化の手段を含め、以下に示す実体審査におけるオプションを検討することが賢明です。

■対応外国特許出願がある場合

- ・対応外国特許出願の審査結果に基づく「修正実体審査」を利用：修正実体審査とは、他国特許庁の審査結果に基づいて特許付与の実体的審査を行う制度です。制度目的は早期権利化ではないものの、審査もそれほど遅滞なく進むこともあり、最も一般的なオプションであり推奨されます。
- ・対応する日本出願の審査結果に基づいてPPHを申請：対応する日本出願がある場合に有効です。修正実体審査でも早期権利化を期待できますが、より確実に審査を早めたい場合に有効です。
- ・ASPECを利用：対応外国特許出願がASPEC加盟国の他に無い場合に有効です。ただし、ASPEC+のオプションに関しては、他国の審査結果を前提とするものではなく、ASEAN複数国で並行して早期権利化を進めたい場合に有効です。なお、現地代理人からは、同オプションについては、第1庁の審査

レポートが第2庁(オプション申請時に同時選択)にも共有されることから、仮にその内容が適切なものでなかった場合、各庁から妥当でないオフィスアクションが発行されることにつながり得るため、かえって権利化までに時間がかかるリスクがあるとの意見も寄せられています。

■対応外国特許出願がない場合

- ・オーストラリア特許庁を調査機関として利用：審査委託先であるオーストラリア特許庁が調査報告を作成し、これに基づいてDIPの審査官が最終的に審査します。有効な選択肢ではありますが、費用が高額となる点に留意が必要です。
- ・タイの大学や研究機関等を調査機関として利用：審査委託先であるタイの大学や研究機関等が調査報告を作成し、これに基づいてDIPの審査官が最終的に審査します。有効な選択肢ではありますが、品質や所要期間に懸念があると言われており、現地代理人も推奨していません。

5 対応外国特許出願に関する審査結果の提出

外国で特許出願を行った出願人は、他国における対応外国特許出願の審査結果を提出しなければなりません(特許法第27条第2段落)。当該審査結果は、実務上、出願人が自発的に提出することもあります。他方、DIPから提出を求める通知を受領した場合には、90日以内(DIPの長官により延長され得る)に提出しなければならず、提出しない場合にはその出願は放棄されたものとみなされます(特許法同条第4段落)。

対応外国特許出願の審査結果がまだ得られていない場合には、先に審査請求のみを行い、その後、対応外国特許出願の審査結果を提出することも可能です。ただし、提出を求める通知を受領する場合があるため、審査請求期限までに時間的な猶予がある場合には、対応外国特許出願の審査結果を待ってから審査請求を行うことが望ましいと考えられます。

6 小特許

小特許(Petty Patent)は、日本の実用新案制度に相当する制度です(特許法第65条の2等)。ライフサイクルの短い製品の保護に向いており、保護対象(特許法第65条の2)、存続期間(特許法第65条の7)、及び審査(特許法第65条の5)については以下の通りです。日本と異なり、保護対象は「物品の形状、構造又は組合せ」に限定されません。

保護対象	新規性及び産業上利用可能性を有する発明(進歩性は不要であり、日本のように「物品の形状、構造又は組合せ」に限定されない)。
審査	実体審査なし(方式審査のみで権利付与・公開される)。
存続期間	出願日から6年。その後、2年ごとの更新が2回可能であり、最長10年。

同一の発明について特許と小特許の両方を出願することはできません(特許法第65条の3)。ただし、以下の期間で特許から小特許へ、又はその逆への出願変更が可能です(特許法第65条の4)。

特許から小特許：特許の出願公開前
小特許から特許：小特許の付与前

7 特許法改正の動き

1999年以来、タイの特許法は大規模な改正が行われていませんが、改正について長年議論されてきています。DIPにより2024年12月に改正案が公表され、パブリックヒアリングが行われました。当該改正案の中から特に注目すべき点を紹介します。

なお、現地代理人からは、過去に何度も改正案が公表されている経緯や、前回(2023年)の選挙結果に伴う首相交代といった政治状況があるため、この改正案がこのまま採決されるかは不透明であるというのが実情との意見も寄せられています。

(1) グレースピリオドの対象を拡大

現行法では、悪意の開示や公的な展示会での開示のみがグレースピリオドの対象でした。改正案では、自身(発明者・出願人)による開示の保護や発明者から直接又は間接的に情報を得た第三者が公開してしまった場合も保護されるとの規定となっています。

(2) 実体審査請求期間の短縮

現行法では、出願公開日から5年以内に審査請求が必要であるため、以下の問題がありました。

① 審査請求の起算日が不安定

タイでは出願公開の時期が方式審査により変動するため、現行法では審査請求の起算日が不安定となっています。

② 第三者にとってのリスク

現行法では出願から公開まで時間がかかった場合であっても、そこからさらに5年の審査請求期間が与えられます。つまり、出願から長期間を経過しても審査が始まらない(出願人が審査請求を先延ばしできる)という事態が発生していました。競合他社からすると、他者の権利の発生が不確定である期間が長く自社の事業展開においてリスクを抱えることになっていました。

改正案では審査請求期限は「出願日から3年」となっています。この改正によれば、上記問題の解決が期待されます。

(3) 二重公開と異議申立

現行法では、方式審査が完了すると出願公開されますが、以下の問題がありました。

① 国際基準との不調和

方式審査に左右され出願公開の時期に変動が生じる運用は、国際的に広く採用されている「出願(優先日)から18か月での公開」と調和していませんでした。

② 異議申立のタイミング

現行法では、異議申立期間は「出願公開日から90日以内」です。しかしながら、この期間内にはまだ実体審査が始まっていないことが見込まれます。つまり、第三者は最終的な権利範囲がわからない状態で、異議を申し立てなければなりません。

改正案では、以下のように1回目は国際基準に合わせたタイミングでの公開、2回目は登録すべきとの判断が示された後のタイミングでの公開といったように二重公開する規定となっています。また、2回目の公開から90日以内に異議申立ができるとされています。そのため上記問題の解決が期待されます。

1回目の公開	タイ出願日又は最先の出願日から18か月後
2回目の公開	審査後、登録命令が出された後

(4) 自発的な分割出願

現行法では、分割出願の命令は担当官のみが行うことができますが、改正案では特許出願人が自ら分割出願することを認める旨の規定となっています。

8 おわりに

タイの特許制度について見てきましたが、掲載した情報が、タイでの出願や権利化の戦略において一助になれば幸いです。

創英にはASEANオフィスがタイにあり、現地代理人とも密に連携しています。タイに関するお困りごとやご相談がありましたら、ご連絡ください。

【出典】

1. 日本特許庁「タイ 特許法」(PDF)
2. 日本特許庁「タイ 特許規則」(PDF)
3. ジェトロ「特許及び小特許審査マニュアル2011年改訂版」(PDF)
4. ASEAN IP Portal「What Is ASPEC」等

○この記事に関するお問合せ先
知財情報戦略室：ipstrategy@soei-patent.co.jp